

## 第1号通所事業・地域密着型通所介護 重要事項説明書

### 1. 事業者

法人名	岡山医療生活協同組合
代表者氏名	高橋 淳
法人所在地	岡山市中区赤坂本町2-20
連絡先	086-271-0943

### 2. 事業所

#### (1) 事業所の所在地等

名称	デイサービス虹の家
介護保険指定番号	3370401204
事業所所在地	岡山県玉野市羽根崎町5-26
連絡先	0863-81-8801

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	<p>デイサービス虹の家が行う第1号通所事業・地域密着型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員その他の介護職員等が、要介護状態又は要支援状態又は事業対象者にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。</p>
運営方針	<p>①事業所の介護従事者は要介護者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅の日常生活が継続できるよう支援する。</p> <p>②第1号通所事業においても、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援や機能訓練を行い利用者の心身機能の維持回復を図ることを方針とする。</p> <p>③事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

### 3. 実施地域及び営業時間

実施地域	玉野市
営業日	月～土（祝日を含む）休業日：日曜・12/30～1/3 ※但し悪天候の際は休止する場合があります
営業時間	8：30～17：00
提供時間	9：00～16：30
利用定員	18名

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定第1号通所事業・地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) \*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数 (指定基準)	常勤換算・勤務体制
管理者	1名	常勤1名 8:30~17:00
生活相談員	1名以上	常勤( )名 非常勤( )名 8:30~17:00 介護職員兼務 名
介護職員	2名以上	常勤( )名 非常勤( )名 8:30~17:00 生活相談員兼務 名
看護職員	1名以上	常勤( )名 非常勤( )名 機能訓練指導員と兼務 *せいきょう玉野診療所との連携により配置
機能訓練指導員	1名以上	常勤( )名 非常勤( )名 看護職員と兼務
調理員	なし	常勤( )名 非常勤( )名

#### 5. 提供するサービスと利用料金

【介護保険の給付の対象となるサービス】

##### 1) サービス内容

サービス区分	サービス内容
食事介助	食事時の介助 見守り 適切な食事形態での食事の提供
健康管理	血圧、脈拍、体温及び当日の体調を確認し、状態に合わせた適切な対応をします
生活相談援助	本人様又は家族様の相談援助
入浴介助	一般浴・介助浴
排泄介助	排泄介助・オムツ交換
機能訓練	自立支援のためのリハビリ援助
レクリエーション	本人様に合った趣味や習い事などの場を提供します
送迎	ご自宅への送り迎え(状態によっては自身での送迎をお願いすることもあります)

2) サービス利用料金 ※1単位 10円

①第一号通所事業（生活支援通所サービス）

	2.0時間以上	4. 5時間以上
介護給付費（1日につき）	288単位	360単位

食材費（1食につき） 500円

介護職員等処遇改善加算（1月につき） 介護報酬総単位数の(Ⅰ)9.2%(Ⅱ)9.0%(Ⅲ)8.0%

②第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

	要支援1	要支援2
介護給付費（1月につき）	1,798単位	3,621単位
サービス提供体制強化加算 （1月につき）	(Ⅰ)88単位 (Ⅱ)72単位 (Ⅲ)24単位	(Ⅰ)176単位 (Ⅱ)144単位 (Ⅲ)48単位

食材費（1食につき） 500円

科学的介護推進体制加算（1月につき） 40単位

介護職員等処遇改善加算（1月につき） 介護報酬総単位数の(Ⅰ)9.2%(Ⅱ)9.0%(Ⅲ)8.0%

③地域密着型通所介護

介護給付費（1日につき）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	416単位	478単位	540単位	600単位	663単位
4時間以上5時間未満	436単位	501単位	566単位	629単位	695単位
5時間以上6時間未満	657単位	776単位	896単位	1,013単位	1,134単位
6時間以上7時間未満	678単位	801単位	925単位	1,049単位	1,172単位
7時間以上8時間未満	753単位	890単位	1032単位	1,172単位	1,312単位

食材費（1食につき） 500円

科学的介護推進体制加算（1月につき） 40単位

サービス提供体制強化加算（1日につき） (Ⅰ)22単位 (Ⅱ)18単位 (Ⅲ)6単位

ADL維持等加算（1月につき） (Ⅰ)30単位 (Ⅱ)60単位

※入浴介助加算（1日につき） (Ⅰ)40単位 (Ⅱ)55単位

※生活機能向上連携加算（1月につき） 200単位

※中重度ケア体制加算（1日につき） 45単位

※認知症加算（1日につき） 60単位

介護職員等処遇改善加算（1月につき） 介護報酬総単位数の(Ⅰ)9.2%(Ⅱ)9.0%(Ⅲ)8.0%

※印は必要な場合に算定させていただきます

◎介護給付費の自己負担割合は「介護保険負担割合証」で確認させていただきます。

◎ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払

いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

#### 【介護保険の給付対象とならないサービス】

- 1) 食事提供に要する費用 1食あたり500円
- 2) オムツ代等は、実費が必要になります。  
紙パンツ（110円） 紙パット（20円） 紙おむつ（150円）
- 3) 浴室等使用料（生活支援通所サービスご利用の方で入浴を希望される場合）400円
- 4) その他、趣味活動及び手作業等にかかる各材料費又は各種行事にかかる自費
- 5) 当日キャンセル料 500円  
(利用予定日の前日17:00までに利用中止のご連絡頂けなかった場合)  
体調の急変等による当日キャンセルはこの限りではありません

#### 6. 事故発生時の対応

- 1) 迅速な事故処理をします。
- 2) 利用者の家族、市町村、県民局、居宅介護支援事業所等に連絡をとります。
- 3) 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
- 4) 再発防止策を講じます。
- 5) 事故の状況及び事故に際しての対応内容を記録します

#### 7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、事前に知り得た家族または緊急連絡先へ連絡し、家族の意向に基づき適切に対応します。連絡が取れない場合は、主治医又は協力医療機関と連絡を取り必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療機関名	せいきょう玉野診療所
	連絡先	0863-81-1696

#### 8. 損害責任への対応

保険会社	損保ジャパン
サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。	

## 9. 苦情申立窓口

ご相相談窓口	受付時間	月～土 8:30～17:00
	電話	0863-81-8801
	担当者	
玉野市 長寿介護課	受付時間	8:30～17:15
	電話番号	0863-32-5534
国民健康保険 団体連合会	受付時間	8:30～17:00
	電話番号	086-223-8811

- 1) 苦情があった場合、担当の職員が利用者（家族）に連絡を取り事実を確認します。必要があれば利用者宅を訪問します。
- 2) 苦情を受け付けた翌日までに対応の具体的な方針を定め、苦情担当者が利用者（家族）に説明します。
- 3) 記録を残し、再発の防止に役立てます。

## 10. 虐待防止のための措置

- 1) 利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者の選定をします。

虐待防止に関する責任者	
-------------	--

②従業者に対する虐待の防止の啓発、普及する為の研修を実施します。

③その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

サービス提供中及び利用者様の居宅において、虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、市の窓口に通報します。

### 11. 身体拘束について

事業者はサービス提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、利用者及び家族に対して説明と同意を得た上で、以下の要件に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、その様態及び時間（日時）、理由等について記録（5年間保存）します。

- (1) 切迫性・・・本人又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- (2) 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- (3) 一時生・・・身体拘束その他の行動制限が一時的であること

### 12. 災害対策（感染症や非常災害の発生時）

- 1) 感染者対策に関する責任者を管理者とします。

- 2) 感染症に係る業務継続計画の策定

平時から備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

初動対応、感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者と

の情報共有)

3) 災害に係る業務継続計画の策定

平時の対応(建物・整備の安全対策、電気・水道等ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応対策)他施設及び地域との連携

4) 研修、訓練の実施

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動ができるよう、業務継続計画に基づき、事業所内での役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)実施する。

1.3. 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

1.4. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等を把握する取組の状況	① あり	実施日	10月
		結果の開示	1あり ②なし
2 なし			
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
②なし			